

個人9

受付	令和7年 2月 20 日 午前・午後 9時 15分
----	------------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和7年 2月 20日

尾張旭市議會議長 殿

氏名 谷口武司

尾張旭市議會規則第50条第1項の規定により 3月
定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

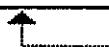
なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問項目（大項目）ごとに一問一答
<input type="radio"/>	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答



選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	尾張旭市の祭りについて
要旨	<p>尾張旭市の行政が関わる祭りについて質問していきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症から世の中が平常に戻ったように感じます。しかししながら、地域のお祭りとも言える各小学校区で開催されていた運動会などを見ると、支え手となる人員の不足から事業の縮小や事業自体を改変している状況で、必ずしも全てが元どおりに戻っていない、もっと言えば相当な熱量がない限り元に戻ることはないように感じます。一方で日中の酷暑の影響か、日暮れからの盆踊りに来場する方は以前より増えていると感じます。</p> <p>尾張旭市では行政が関わるお祭りがありますが、どのような変化が見られるか、課題を感じていることはあるか確認したいと思います。</p> <p>また、市制55周年に当たり企画されるであろう市民祭についてお伺いしたいと思います。</p>
	(1) 行政が関わる祭りについて
	(2) それぞれの祭りとその特色について
	(3) コロナ禍を経た変化と来場者数について
	ア　来場者数の変化は把握できているか イ　本市職員の各祭りごとの関わりとその変化について
(4) 市民祭の在り方について	
ア　例年、市民祭同日に開催されている催しは イ　各祭りとの連携と市民祭について	

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	昔から続く地域の祭り（郷祭）の無形民俗文化財指定について
要旨	<p>尾張旭市内には愛知県指定文化財になっている「棒の手」、尾張旭市指定文化財になっている「馬の塔」、「ざい踊り」、「打ちはやし」があります。</p> <p>その文化財指定は「ざい踊り」を除いて、「尾張旭市の」というくくりで指定されています。しかし、その伝承事業は尾張旭市になる前から地域に根差していて、旧の行政区である村々それぞれに伝承されています。「村祭り」での披露や「地域信仰」に基づいてそれぞれの地域で伝承され、その時々の世相の影響を受けながら現在も伝承され続けています。</p> <p>今回の質問を通じて、無形民俗文化財指定されている「棒の手」、「馬の塔」、「ざい踊り」、「打ちはやし」といった、「村祭り」で伝承されてきた一つ一つの事業での無形民俗文化財指定とは別に、より地域の伝統文化が残せるように、昔から続く地域の祭り（郷祭）ごとの無形民俗文化財指定ができないか質問させていただきます。</p> <p>また、郷祭ごとの文化財指定をすることにより市内外への波及効果があるのではないかという視点での質問をさせていただきます。</p> <p>（1）愛知県指定無形民俗文化財「棒の手」の指定経緯と尾張旭市指定無形民俗文化財「馬の塔」の指定経緯について</p> <p>（2）他市町における「棒の手」「馬の塔」「オマント・警固」など無形民俗文化財の指定状況と保存する地域での活動の重複について</p> <p>（3）市内における地域の祭りの実施主体の把握はされているか</p> <p>（4）周年事業における5年に一度の「警固」について</p> <p>（5）失われつつある昔から続く地域の祭り（郷祭）の無形民俗文化財指定は可能か</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。